

第 78 期

定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

開催
日時

2025年6月23日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
Daiwa東日本橋ビル6階
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご覧ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。**2025年6月20日（金曜日）午後5時30分まで**に行使してくださいようお願い申し上げます。

NITTOC

証券コード：1929

日特建設株式会社



見えないところにこそ、私たちのプライドがある

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

(証券コード1929)
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
日 特 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 和 田 康 夫

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

日特建設 株主総会



<https://www.nittoc.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

東証上場会社情報サービス



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記にアクセスして、銘柄名（日特建設）または証券コード（1929）（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後記「議決権行使方法についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月20日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時

2025年6月23日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所

東京都中央区東日本橋三丁目10番6号

Daiwa東日本橋ビル6階

（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 株主総会の目的である事項	報告事項 1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項	代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。 なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、その旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

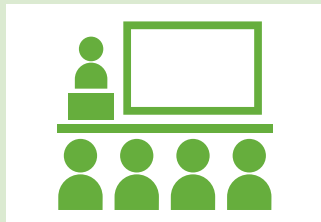
② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使方法についてのご案内

下記3つの方法がございます。

株主総会に出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。*

株主総会開催日時

2025年
6月23日（月曜日）
午前**10時**

議決権行使書用紙を郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年
6月20日（金曜日）
午後**5時30分**到着

インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（次頁）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年
6月20日（金曜日）
午後**5時30分**まで

※代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、その旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご確認ください

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

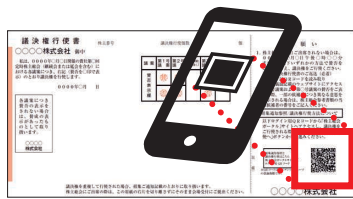
当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月20日（金）午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への安定的な利益還元に努め、当期の業績や経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

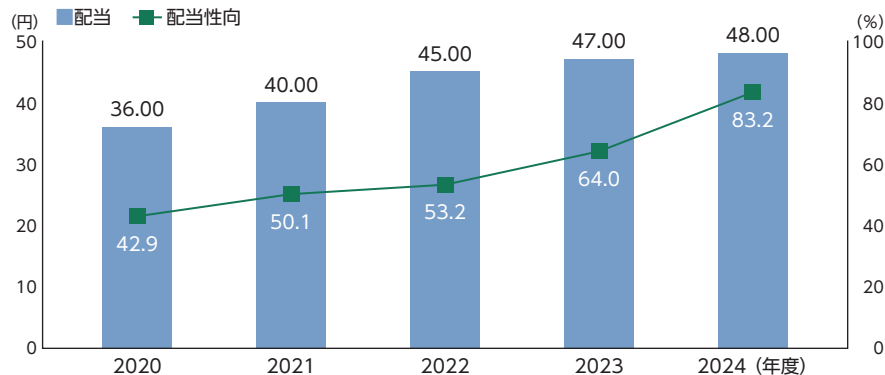
当社普通株式1株につき金26円

総額1,085,474,702円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月24日

■ 配当・配当性向



第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、人格、見識、実績等を勘案し当社独立社外取締役および独立社外監査役を委員に含む任意の「指名・報酬委員会」の審議を経たうえで決定しております。

候補者 番 号	氏 名	性別		当社における地位および担当	取締役会 出席回数 (出席率)	取締役 在任年数 (本総会終結時)
1	わ だ やすお 和田 康夫	男性	再任	代表取締役社長	17回／17回 (100%)	6年
2	かみ なおと 上 直人	男性	再任	取締役 専務執行役員 安全環境品質本部長 事業本部・技術開発本部管掌	17回／17回 (100%)	4年
3	かわぐち としかず 川口 利一	男性	再任	取締役 常務執行役員 経営戦略本部・管理本部管掌	17回／17回 (100%)	6年
4	やまざき あつし 山崎 淳	男性	新任	常務執行役員 経営戦略本部長	—	—
5	かじた ふみひこ 梶田 文彦	男性	新任	常務執行役員 事業本部長兼海外事業部長	—	—
6	あそう いわお 麻生 巖	男性	再任	取締役	15回／17回 (88%)	11年
7	わたなべ まさゆき 渡邊 雅之	男性	再任 社外 独立	社外取締役	17回／17回 (100%)	9年
8	なかむら かつお 中村 克夫	男性	再任 社外 独立	社外取締役	17回／17回 (100%)	8年
9	おかだ なおこ 岡田 直子	女性	再任 社外 独立	社外取締役	17回／17回 (100%)	3年
10	もり さやか 森 清華	女性	再任 社外 独立	社外取締役	14回／14回 (100%)	1年

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

候補者
番 号

1



わ だ やすお
和田 康夫

(1959年1月27日生)

再任

■ 取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

6年

■ 所有する当社株式数

36,846株

■ 取締役会出席状況

17回／17回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1981年 4 月	当社入社	2018年 4 月	当社執行役員事業本部副本部長
2005年 4 月	当社東京支店工事部部長	2019年 4 月	当社執行役員事業本部長
2006年 4 月	当社経営企画室企画部次長	2019年 6 月	当社取締役常務執行役員事業本部長
2007年 4 月	当社経営企画室企画部長	2021年 4 月	当社代表取締役社長
2007年 10月	当社執行役員経営企画室長	2022年 4 月	当社代表取締役社長兼安全環境品質本部長
2009年 4 月	当社執行役員東京支店副支店長	2023年 4 月	当社代表取締役社長 (現任)
2013年 4 月	当社執行役員名古屋支店長		

■ 取締役候補者とした理由

和田康夫氏は、名古屋支店長、事業本部長等を経て、2021年4月から当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2



かみ なおと
上 直人

(1963年5月13日生)

再任

■ 取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

4年

■ 所有する当社株式数

52,384株

■ 取締役会出席状況

17回／17回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1987年 4 月	当社入社	2019年 4 月	当社執行役員東京支店長
2006年 4 月	当社東京支店事業部千葉営業所副所長	2019年 6 月	当社常務執行役員東京支店長
2007年 4 月	当社東京支店事業部横浜営業所長	2021年 4 月	当社常務執行役員事業本部長
2011年 4 月	当社東京支店事業部長	2021年 6 月	当社取締役常務執行役員事業本部長
2014年 4 月	当社東京支店副支店長	2025年 4 月	当社取締役専務執行役員安全環境品質本部長 事業本部・技術開発本部管掌 (現任)
2017年 4 月	当社九州支店長		
2018年 4 月	当社執行役員九州支店長		

■ 取締役候補者とした理由

上 直人氏は、九州支店長、東京支店長、事業本部長等を経て、2025年4月から取締役専務執行役員安全環境品質本部長兼事業本部・技術開発本部管掌を務めております。当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3



かわぐち としかず
川口 利一

(1961年2月26日生)

再任

■ 取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

6年

■ 所有する当社株式数

14,964株

■ 取締役会出席状況

17回／17回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1983年 4月	当社入社	2014年 8月	緑興産株式会社取締役
2006年 4月	当社管理本部経理部長	2018年 7月	PT. NITTO CONSTRUCTION INDONESIAコミサリス
2007年 6月	緑興産株式会社取締役	2019年 4月	当社常務執行役員経営戦略本部長兼経 営企画部長兼関連事業部長
2008年 7月	当社執行役員管理本部経理部長	2019年 6月	当社取締役常務執行役員経営戦略本部 長兼経営企画部長兼関連事業部長
2012年 4月	当社執行役員管理本部副本部長兼経理 部長	2022年 4月	当社取締役常務執行役員経営戦略本部 長
2013年 4月	当社執行役員経営企画室長兼企画部長	2025年 4月	当社取締役常務執行役員経営戦略本 部・管理本部管掌 (現任)
2014年 4月	当社執行役員経営戦略本部副本部長兼 経営企画部長兼関連事業部長		
2014年 6月	当社常務執行役員経営戦略本部副本部 長兼経営企画部長兼関連事業部長		

■ 取締役候補者とした理由

川口利一氏は、経営戦略本部長を経て、2025年4月から取締役常務執行役員経営戦略本部・管理本部管掌を務めております。当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有しており、経営戦略等の策定、実行を通じ当社の更なる企業価値向上へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4



やまざき あつし
山崎 淳

(1964年11月20日生)

新任

■ 取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

一年

■ 所有する当社株式数

8,853株

■ 取締役会出席状況

一回／一回 (ー%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1985年 4月	当社入社	2022年 6月	緑興産株式会社取締役 (現任)
2007年 4月	当社札幌支店工事部長	2022年 6月	当社常務執行役員経営戦略本部副本部 長
2010年 4月	当社札幌支店事業部長	2025年 4月	当社常務執行役員経営戦略本部長 (現 任)
2017年 4月	当社札幌支店長		
2018年 4月	当社執行役員札幌支店長		
2021年 4月	当社執行役員経営戦略本部副本部長		

■ 取締役候補者とした理由

山崎 淳氏は、札幌支店長、経営戦略本部副本部長、当社子会社の緑興産株式会社取締役を経て、2025年4月から常務執行役員経営戦略本部長を務めております。当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有しており、経営戦略の策定、実行を通じ当社の更なる企業価値向上へ寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5



かじた ふみひこ
梶田 文彦

(1967年1月24日生)

新任

■ 取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

一年

■ 所有する当社株式数

4,700株

■ 取締役会出席状況

一回／一回（－％）

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1987年 4 月	当社入社	2021年 4 月	山口アースエンジニアリング株式会社 取締役
2009年 4 月	当社東京支店工事部長	2021年 4 月	島根アースエンジニアリング株式会社 取締役
2014年 4 月	当社東京支店事業部長	2023年 4 月	当社執行役員事業本部副本部長
2015年 7 月	当社東京支店事業部長兼経営戦略本部 関連事業部海外事業部	2025年 4 月	当社常務執行役員事業本部長兼海外事 業部長（現任）
2016年 4 月	当社海外事業部長		
2019年 4 月	当社執行役員海外事業部長		
2021年 4 月	当社執行役員広島支店長		

■ 取締役候補者とした理由

梶田文彦氏は、海外事業部長、広島支店長、当社子会社の山口アースエンジニアリング株式会社取締役、島根アースエンジニアリング株式会社取締役、当社事業本部副本部長等を経て、2025年4月から常務執行役員事業本部長兼海外事業部長を務めております。当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

6



あそう いわお
麻生 巖

(1974年7月17日生)

再任

■ 取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

11年

■ 所有する当社株式数

0株

■ 取締役会出席状況

15回／17回 (88%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1997年 4 月	株式会社日本長期信用銀行（現、株式	2015年12月	株式会社アイレップ（現、株式会社
	会社SBI新生銀行）入行		Hakuhodo D Y ONE） 社外取締役
2000年 6 月	麻生セメント株式会社（現、株式会社	2016年 1 月	麻生セメント株式会社 代表取締役社長
	麻生）監査役	2016年10月	D.A.コンソーシアムホールディングス
2001年 6 月	同社 取締役		株式会社（現、株式会社Hakuhodo D
2001年 8 月	麻生セメント株式会社 取締役		Y ONE） 社外取締役
2005年12月	株式会社ドワンゴ 社外取締役	2017年 6 月	都築電気株式会社 社外取締役
2006年 6 月	株式会社麻生 代表取締役専務取締役	2018年10月	当社取締役（現任）
2008年10月	同社 代表取締役副社長	2021年 6 月	東都水産株式会社 社外取締役
2010年 6 月	同社 代表取締役社長（現任）	2022年 6 月	大豊建設株式会社 取締役（現任）
2014年 6 月	当社 社外取締役	2024年 1 月	麻生セメント株式会社 取締役（現任）
2014年10月	株式会社KADOKAWA・DWANGO	2024年 6 月	住石ホールディングス株式会社
	（現、株式会社KADOKAWA）		取締役（現任）
	社外取締役		

（重要な兼職の状況）

株式会社麻生 代表取締役社長
麻生セメント株式会社 取締役
大豊建設株式会社 取締役
住石ホールディングス株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

麻生 巖氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7



わたなべ まさゆき

渡邊 雅之

(1970年5月2日生)

再任

社外

独立

■ 社外取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

9年

■ 所有する当社株式数

1,752株

■ 取締役会出席状況

17回／17回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1998年 4 月	総理府 (官房総務課) 入府	2021年 6 月	株式会社代々木アニメーション学院 社外取締役 (現任)
2001年10月	アンダーソン・毛利法律事務所 (現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所	2022年10月	株式会社三ツ星 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2001年10月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)	2023年 3 月	Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役 (現任)
2009年 8 月	弁護士法人三宅法律事務所 入所	2023年 4 月	日本製麻株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2011年 5 月	同パートナー (現任)	2023年 6 月	東都水産株式会社 社外取締役 (現任)
2014年 6 月	株式会社王将フードサービス 社外取締役	2025年 2 月	一般社団法人日本スポットワーク協会 監事 (現任)
2016年 6 月	当社 社外取締役 (現任)		
2020年 6 月	株式会社廣済堂 (現、株式会社広済堂ホールディングス) 社外取締役 (現任)		

(重要な兼職の状況)

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
株式会社広済堂ホールディングス 社外取締役
株式会社代々木アニメーション学院 社外取締役
株式会社三ツ星 社外取締役 (監査等委員)
Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役
日本製麻株式会社 社外取締役 (監査等委員)
東都水産株式会社 社外取締役
一般社団法人日本スポットワーク協会 監事

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

渡邊雅之氏は、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

8



なかむら かつお
中村 克夫

(1950年4月16日生)

再任

社外

独立

■ 社外取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

8年

■ 所有する当社株式数

5,253株

■ 取締役会出席状況

17回／17回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1974年4月	陽光株式会社入社	2008年9月	日本大学評議員
1975年10月	株式会社セントラルコーポレーション (現、株式会社セントラルアメニティ サービス) 入社	2011年9月	日本大学理事
1991年10月	同社 代表取締役社長	2014年8月	陽光株式会社 代表取締役会長 (現任)
2004年8月	陽光株式会社 代表取締役社長	2014年8月	株式会社セントラルアメニティサービ ス 代表取締役会長 (現任)
2008年5月	日本大学法学部校友会会長	2014年9月	日本大学常務理事
		2017年6月	当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

陽光株式会社 代表取締役会長

株式会社セントラルアメニティサービス 代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中村克夫氏は、経営者としての豊富な経験を有し、また、日本大学の要職を歴任しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

9



おかだ なおこ
岡田 直子 (1978年6月7日生)

再任 社外 独立

■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	■ 所有する当社株式数	■ 取締役会出席状況
3年	1,752株	17回／17回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

2007年 4 月	株式会社ECナビ (現、株式会社 CARTA HOLDINGS) 経営本部長	2020年 7 月	一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会 副代表理事
2009年 7 月	株式会社ネットワークコミュニケーションズ 代表取締役 (現任)	2021年10月	株式会社レトリバ 社外取締役 (現任)
2014年 3 月	エヴリー合同会社エグゼクティブ事業部 プロデューサー	2022年 6 月	当社 社外取締役 (現任)
2020年 3 月	ローランド ディー.ジー.株式会社 社外取締役	2023年12月	人・夢・技術グループ株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社ネットワークコミュニケーションズ 代表取締役
株式会社レトリバ 社外取締役
人・夢・技術グループ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡田直子氏は、経営者ならびに企業広報の専門家としての豊富な経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

10



もり
森

さやか
清華

(1980年12月13日生)

再任

社外

独立

■ 社外取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)

1年

■ 所有する当社株式数

336株

■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

2004年 4月 日本アジア投資株式会社 入社
2008年 4月 同社 国内投資部 マネージャー
2009年 9月 同社 経営管理部 マネージャー
2013年 3月 GMオフィス 代表

2020年 4月 株式会社Career Creation 代表取締役 (現任)

2024年 6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社Career Creation 代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森清華氏は、経営者ならびにキャリアコンサルタントとしての豊富な経験を有しており、人材育成等に関し幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 渡邊雅之、中村克夫、岡田直子、森 清華の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊雅之、中村克夫、岡田直子、森 清華の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 麻生 巖氏は、当社の親会社である株式会社エーエヌホールディングスの完全親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
渡邊雅之氏の在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。中村克夫氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。岡田直子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。森清華氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 非業務執行取締役候補者との責任限定契約について
当社は、麻生 巖、渡邊雅之、中村克夫、岡田直子、森 清華の5氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において麻生 巖、渡邊雅之、中村克夫、岡田直子、森 清華の5氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2号議案が承認されたのちの経営体制 (予定)

名 前	地位および担当	企業 経営	営業 工事	法務・コ ンプライ アンス	技術	IT/DX	財務 会計	海外 知見	安全 品質	人事 労務	サステ ナビリ ティ
和田康夫	代表取締役社長	●	●		●				●		●
上 直人	取締役 専務執行役員 安全環境品質本部長 事業本部・ 技術開発本部管掌	●	●		●				●		
川口利一	取締役 常務執行役員 経営戦略本部・ 管理本部管掌	●		●			●				●
山崎 淳	取締役 常務執行役員 経営戦略本部長	●	●	●		●					●
梶田文彦	取締役 常務執行役員 事業本部長 兼海外事業部長	●	●		●			●	●		
麻生 巖	取締役	●		●		●		●		●	
渡邊雅之	社外取締役			●				●			●
中村克夫	社外取締役	●		●						●	
岡田直子	社外取締役	●		●		●		●			●
森 清華	社外取締役	●		●				●		●	●

※上記のほか、全取締役に、それぞれの専門領域を活かした多面的な知見の発揮を期待しております。

企業経営	企業の重要な意思決定に携わった経験から、経営戦略等の決定への貢献
営業工事	営業・工事知識から営業戦略の決定における貢献
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンスの経験・知識による経営への貢献
技術	技術の経験・知見による経営への貢献
IT/DX	IT・DXに関する経験・知見による経営への貢献
財務会計	財務・会計・税務等に関する知識・経験による経営への貢献
海外知見	海外での経験・知見による経営への貢献
安全品質	安全・品質・環境に関する知識・経験による経営への貢献
人事労務	人材育成、働き方改革、環境整備に関する経験・知見による経営への貢献
サステナビリティ	気候変動対応と人権尊重に関する経験・知見による経営への貢献

第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1		たかはし かつひこ 高橋 克彦 (1962年3月17日生)		新任
		■ 監査役在任年数 (本定時株主総会終結時)	■ 所有する当社株式数	■ 取締役会出席状況
		一年	6,078株	—
				■ 監査役会出席状況
				—

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1980年 4 月	当社入社	2020年 4 月	当社執行役員事業本部副本部長
2009年 4 月	当社東北支店事業部工事部長	2023年 4 月	当社常務執行役員安全環境品質本部長
2016年 4 月	当社事業本部施工開発推進部長	2025年 4 月	当社経営戦略本部付兼監査役スタッフ (現任)
2019年 4 月	当社事業本部副本部長		

■ 監査役候補者とした理由

高橋克彦氏は、事業本部副本部長、安全環境品質本部長等を経て、2025年4月から経営戦略本部付兼監査役スタッフを務めております。当社グループ全般の事業内容や内部監査に関する豊富な知識と見識を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

候補者
番号

2



あわかく てつじ
阿波角 哲治 (1965年7月14日生)

新任

社外

独立

■ 社外監査役在任年数 ■ 所有する当社株式数 ■ 取締役会出席状況 ■ 監査役会出席状況
(本定時株主総会終結時)

—

0 株

—

—

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1988年 4 月	株式会社太陽神戸銀行入行	2009年 4 月	同監査部 上席考査役
1992年 1 月	株式会社太陽神戸三井銀行 大和王寺支店	2011年 4 月	同監査部 グループ長
1995年 6 月	株式会社さくら銀行 審査第二部主任	2017年 4 月	同監査部 副部長
1996年 6 月	同融資企画部調査役	2019年 4 月	株式会社陽栄ホールディング 執行役員
2001年 4 月	株式会社三井住友銀行 融資企画部部長代理	2019年 6 月	同監査役 (現任)
2002年 6 月	同法人審査第三部 審査役	2019年 6 月	株式会社陽栄 監査役 (現任)
2008年 1 月	同資産監査部 上席考査役	2019年 6 月	陽光ビルME 株式会社 監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社陽栄ホールディング 監査役
株式会社陽栄 監査役
陽光ビルME 株式会社 監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

阿波角哲治氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

候補者
番号

3



おの あつし
小野 淳史

(1967年1月30日生)

再任

社外

独立

■ 社外監査役在任年数 ■ 所有する当社株式数 ■ 取締役会出席状況 ■ 監査役会出席状況
(本定時株主総会終結時)

8年

0株

16回/17回 (94%)

9回/9回 (100%)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1990年 4月	監査法人朝日新和会計社（現、有限責任 あずさ監査法人）入所	2016年 9月	小野淳史公認会計士事務所開業 所長（現任）
2000年 2月	太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所	2017年 6月	エスディーテック株式会社 非常勤監査役
2005年 5月	同パートナー	2017年 6月	当社社外監査役（現任）
2010年 5月	同シニア・パートナー		

（重要な兼職の状況）
小野淳史公認会計士事務所 所長

■ 社外監査役候補者とした理由

小野淳史氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験等を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。

- （注）
1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 2. 阿波角哲治、小野淳史の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 小野淳史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本総会において阿波角哲治氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
 4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
小野淳史氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
 5. 監査役候補者との責任限定契約について
当社は、小野淳史氏と会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。また、高橋克彦氏、阿波角哲治氏の選任が承認された場合についても、同契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件としその任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する 当社株式数
まなべともひこ 真鍋朝彦 (1963年10月3日生)	1991年10月 太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2007年5月 EY新日本有限責任監査法人 社員就任 2010年7月 税理士法人高野総合会計事務所 社員就任 2013年7月 同シニアパートナー 2015年5月 フロイント産業株式会社 社外取締役 2015年6月 日本出版販売株式会社（現、日販グループホールディングス株式会社） 社外監査役 2017年6月 出版共同流通株式会社 社外監査役 2019年3月 ヒューマンズデータ株式会社 社外監査役（現任） 2019年6月 公益財団法人中部奨学会 評議員 2020年9月 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員（現任） 2024年6月 雪印メグミルク株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員 ヒューマンズデータ株式会社 社外監査役 雪印メグミルク株式会社 社外取締役（監査等委員） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 真鍋朝彦氏は、公認会計士として培われた企業会計の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 候補者真鍋朝彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- ① 候補者真鍋朝彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - ② 本総会において真鍋朝彦氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合は、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
 - ③ 監査役との責任限定契約について
当社では、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、真鍋朝彦氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 - ④ 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。真鍋朝彦氏の選任が承認され、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、各種政策の効果もあり、緩やかな回復傾向が見られました。しかし、アメリカにおける関税政策の動向、ウクライナや中東の紛争の長期化、円安による資源・エネルギー価格の高騰と物価上昇の継続など、先行きは不透明な状況が続いております。

建設市場におきましては、公共建設投資は高水準で推移しており、民間設備投資については、持ち直しの動きがみられますが、資材価格等の上昇による影響が懸念されております。

このような事業環境の中で当社グループは、2023年5月10日に公表しました中期経営計画2023（2023年度～2025年度）において、この期間を「Next Challenge StageⅢ」と位置づけ、事業戦略を“「日特らしさ」を失わずに働く人が「プライド」をもって事業に取り組める環境を整え、顧客信頼を獲得して「ブランド」を確立する。事業を通じて、企業の存立意義を常に考え、長期的な視点であるべき姿を思いながら、人と企業が共に成長していく。”とし、「人的資本の確保と育成」、「生産性の向上」、「安全衛生・品質管理の強化」、「サステナビリティ経営の推進」、「新分野への挑戦」の5つの課題に取り組み、前中期経営計画期間実績の5%成長に当たる連結営業利益（3年間計）161億円の実現と、得られた利益による継続的な投資を行い、企業価値の持続的な成長を目指しております。

その結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

① 受注高、売上高

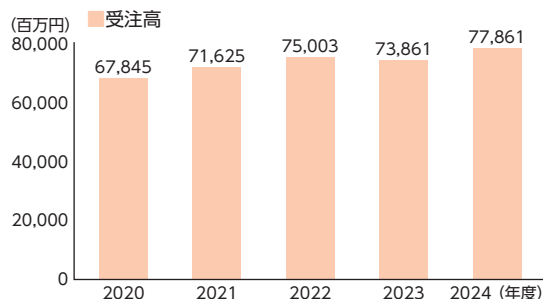
受注高は、77,861百万円（前年同期比5.4%増）となりました。主な内訳は、基礎・地盤改良工事は27,175百万円（同1.1%増）と微増となりましたが、法面工事は大型工事や能登半島地震の災害復旧・復興工事の受注により37,668百万円（同18.4%増）となりました。

売上高は、当期に寄与する手持ち工事が少なかったことによる上期の売上高不足に加え、能登半島地震の災害復旧・復興工事の着工遅れなどが影響し、67,216百万円（同6.5%減）に留まりました。

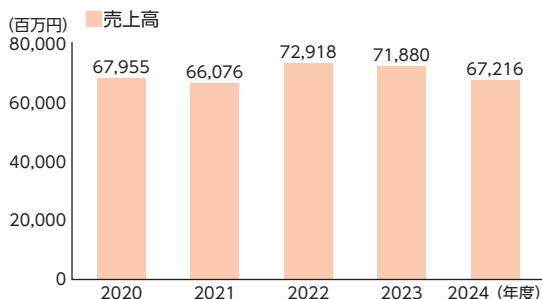
② 損益

売上総利益については、不採算工事の抑制により採算性の改善は図れたものの、売上高が前述の理由により前期比で減少したことから12,562百万円（前年同期比1.1%減）となりました。また、販売費及び一般管理費が社員給与の増加や麻生フォームクリート株式会社を子会社化した際の諸費用により、前年同期比で531百万円増加したため、営業利益は3,679百万円（同15.5%減）、経常利益は3,764百万円（同14.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益についても2,408百万円（同21.4%減）となりました。

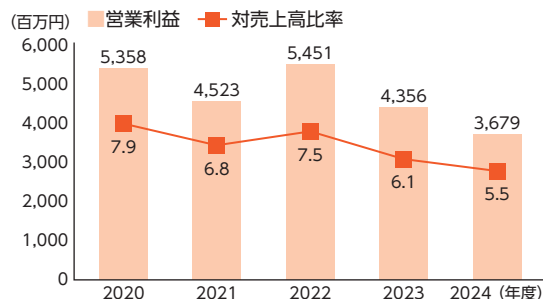
■受注高



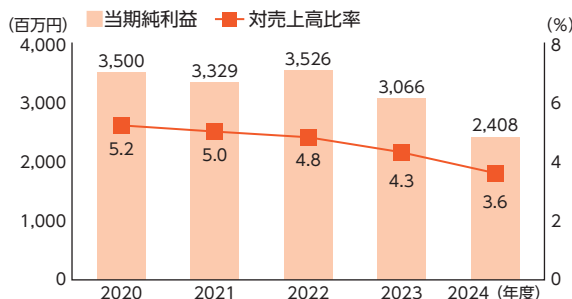
■売上高



■営業利益・対売上高比率



■親会社株主に帰属する当期純利益・対売上高比率



(2) 事業別の状況

事業別受注高・売上高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 工 事 高
基 礎 工 事	基礎・地盤改良工事	16,533	27,175	25,048	18,660
	法 面 工 事	21,079	37,668	30,798	27,949
	補 修 工 事	5,774	7,447	6,982	6,240
	計	43,387	72,291	62,829	52,850
土 木 工 事		5,031	4,510	3,293	6,248
地 質 コ ン サ ル タ ン ト		103	386	424	65
そ の 他		59	672	669	63
合 計		48,582	77,861	67,216	59,228

(参考) 麻生フオームクリート株式会社を含めた次期繰越工事高

基礎・地盤改良工事18,733百万円、補修工事7,857百万円、合計60,917百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,386百万円です。

このうち主なものは工事用機械の購入です。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、金融商品取引法に基づく公開買付け等の手続を通じて、麻生フォームクリート株式会社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得し、2025年3月19日付けで、同社を完全子会社化しました。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 75 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第 76 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第 77 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第78期 (当期) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	71,625	75,003	73,861	77,861
売 上 高 (百万円)	66,076	72,918	71,880	67,216
経 常 利 益 (百万円)	4,626	5,462	4,397	3,764
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,329	3,526	3,066	2,408
1 株 当 た り 当期純利益 (円)	79.83	84.56	73.49	57.70
総 資 産 (百万円)	51,712	52,809	54,425	56,946
純 資 産 (百万円)	30,610	32,127	34,037	34,567
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	729.42	763.67	811.40	823.29

(10) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかに持ち直していくと思われませんが、円安長期化による物価上昇やアメリカの関税措置、不安定な国際情勢により、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。建設市場においては、引き続き公共建設投資は高水準で推移しており、2023年7月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」のもと、当社が得意とする防災・減災関連の公共事業は引き続き発注されていくものと考えています。また、民間設備投資については、持ち直しの動きがみられ、堅調な企業収益等を背景に、今後もその傾向が続くことが期待されています。

このような事業環境の中で、当社グループは2023年5月10日に公表した中期経営計画2023（2023年度～2025年度）において、「Next Challenge StageⅢ」をテーマに掲げ、現在、最終年度である2026年3月期に入り、改めて事業戦略を進めるとともに、さらなる成長に向けた取り組みを加速してまいります。

本計画では、“「日特らしさ」を失わずに働く人が「プライド」をもって事業に取り組める環境を整え、顧客信頼を獲得して「ブランド」を確立する。事業を通じて、企業の存立意義を常に考え、長期的な視点であるべき姿を想いながら、人と企業が共に成長していく。”というビジョンを掲げ、以下の重点課題に取り組んでおります。

すなわち、「人的資本の確保と育成」、「生産性の向上」、「安全衛生・品質管理の強化」、「サステナビリティ経営の促進」、「新分野への挑戦」といった重要施策を通じて、企業価値の持続的な成長を引き続き目指してまいります。

2025年3月期に売上高と利益の減少を招いた主な要因は、期首時点で当期に寄与する手持ち工事が少なかったことから、上期の売上高が不足したことでした。この状況を踏まえ、2025年3月期後半には繰越受注高の確保に注力し、前年同期を上回る成果を達成しました。今後は、この受注を基盤として施工の促進を図り、計画目標の達成に向けて引き続き努力してまいります。

さらに、円滑な施工を進めるための準備力向上と、現場状況の変化への対応力を強化する施策を徹底し、変化への柔軟な対応が可能な体制を構築してまいります。これにより、経営理念に掲げる「効率的な経営」の実現を目指して取り組んでまいります。

また、当社グループに新たに加わった麻生フオームクリート株式会社に関しては、同社が強みとする気泡コンクリート工事をはじめとした事業において、当社の営業ネットワークを最大限活用することで市場認知度の向上を図ってまいります。さらに、当社がこれまでに培った施工ノウハウも活かし、営業力と施工力の両面からさらなる強化を進め、売上増及び利益増の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、令和6年能登半島地震及び令和6年9月の能登半島豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災された地域では、いまだ厳しい状況が続いておりますが、2026年3月期には復旧・復興工事が本格化する見込みです。当社としましても、関係機関と連携し、一日も早い復興に向けて全力を尽くしてまいります。

《中期経営計画2023の概要》

当社グループを取り巻く環境は、長期的には公共工事の縮小や本格的な維持補修時代の到来が予想される一方で、引き続き堅調な建設市場が続くと見込まれております。

中期経営計画2023の開始から2年が経過し、建設業界では2024年度から施行された改正労働基準法への対応、ESG経営のさらなる推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みなど、依然として多くの課題に直面しています。

これらを踏まえ、中期経営計画2023の最終年度も、以下の5つの課題に取り組んでまいります。

① 事業戦略を実現するための課題

（ア）人的資本の確保と育成

採用確保、多様な働き方、職場環境・待遇の改善、社員・協力業者育成

（イ）生産性の向上

地盤改良と構造物補修の拡大、大型案件の安定受注、施工平準化、機械化

（ウ）安全衛生・品質管理の強化

仮設備計画の充実、誠実な施工、事前のリスクヘッジ、多角的パトロール

（エ）サステナビリティ経営の促進

環境負荷低減技術の開発と活用促進、温室効果ガスの抑制、ESG方針と実行

（オ）新分野への挑戦

新工法の研究開発促進、事業領域拡大、地元企業との提携

② 業績計画（3年間合計）

（単位：億円）

区 分	2017-2019	2020-2022	2023-2025
受 注 高	1,926	2,145	2,237
売 上 高	1,917	2,069	2,187
営 業 利 益	130	153	161
親会社株主に帰属する当期純利益	87	104	108

③ 経営目標・目標指標

（ア）営業面の目標（2025年度）

地盤改良工事の拡大：受注高・完工高230億円

民間受注の拡大：受注高230億円

構造物補修工事の拡大：受注高100億円

施工の平準化：上期施工高構成比50%

(イ) 業績面の目標

営業利益：3ヵ年平均54億円以上

営業利益率：3ヵ年平均7.4%以上

(ウ) 財務面の指標（2025年度）

PBR：1.3倍以上

ROIC：10%以上

EBITDA：3ヵ年平均61億円

④ 株主還元

中長期的な視点で安定した配当を継続し、財務健全性及び業績状況を総合的に勘案したうえで、その成果を株主の皆様と共有すべく、当計画期間内は前年度実績を下回らない配当を目指します。

中期経営計画2023のもと「見えないところにこそ、私たちのプライドがある」をブランドメッセージとして、全役職員一丸となり企業価値向上に努めてまいります。

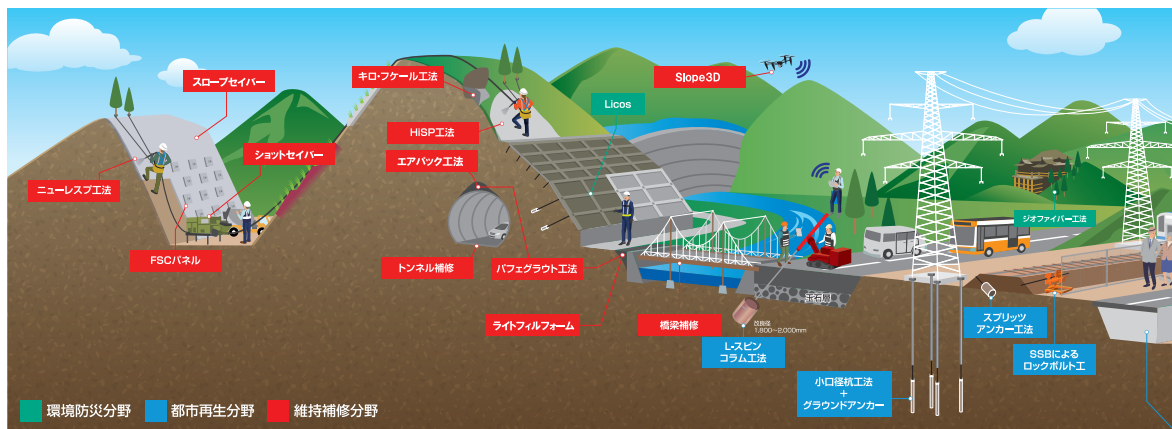
《研究開発事項について》

当社は、急速に変化する社会的課題や顧客の多様なニーズ、事業領域のさらなる拡大に対応するため、基礎的研究から革新的な新工法開発、既存技術の改良改善まで、幅広い研究開発に取り組んでおります。研究開発の効率化・高度化を図るために、公的機関、大学、外部研究機関、同業他社との技術交流や共同開発など、外部機関との連携を一層積極的に行い、オープンイノベーションを推進しています。また、環境問題への対応やデジタル技術の活用にも力を入れており、持続可能な社会の実現に貢献しています。

主な研究開発事項は次のとおりです。

①生産性向上に向けた取り組み

- (ア) のり面吹付工の省力化技術「スロープセイバー」
バックホウと吹付アタッチメントを使用してモルタルを吹付けるロボット施工技術です。従来の人力施工と比べて、大幅な工期短縮と省力化・省人化を実現します。
- (イ) 吹付プラントの自動化・省力化技術「ショットセイバー」
吹付工で使用するプラント操作を自動化しました。熟練作業者の感覚に依存せず、高品質な吹付工を実現し、省力化・省人化を達成します。
- (ウ) 削孔機マシンガイダンスシステム「SGZAs（スグザス）」「ドリルコンパス」
削孔機を所定の削孔方向及び位置へ誘導するシステムで、測量作業を不要にします。スキッドタイプの削孔機には「SGZAs」、クローラタイプには「ドリルコンパス」が適用可能です。特に「ドリルコンパス」は、立坑内や電波が届かない場所でも使用可能です。



(エ) AIを用いたのり面ひび割れ調査

ドローン等で撮影した画像をもとに、AIがのり面のひび割れを自動検出するシステムを開発しています。これにより、点検作業の効率化が図られるとともに、点検者の技量によるばらつきがなくなり、点検精度の均一化が可能になります。

②脱炭素社会の実現に向けた取り組み

(ア) 狭隘な場所で使用可能な小口径杭掘削機「SC-TEPドリル」

山岳部での鉄塔現場に特化した掘削機で、送電線の基礎などに使用します。再生可能エネルギー送電網再整備事業にも対応可能です。

(イ) セメントを使用しないのり面保護工「ジオファイバー工法」

砂と連続繊維を用いたのり面保護工で、環境への配慮が求められる斜面の防災工事や、文化財・史跡斜面の復旧に採用されています。

(ウ) 老朽化したのり面の補修・補強工法「ニューレスプ工法」

既設吹付モルタルをはつり取らずに補修する工法で、産業廃棄物の削減、工期短縮、安全設備の小規模化が可能です。使用する有機繊維は再生原料を30%使用し、環境負荷の低減も進めています。

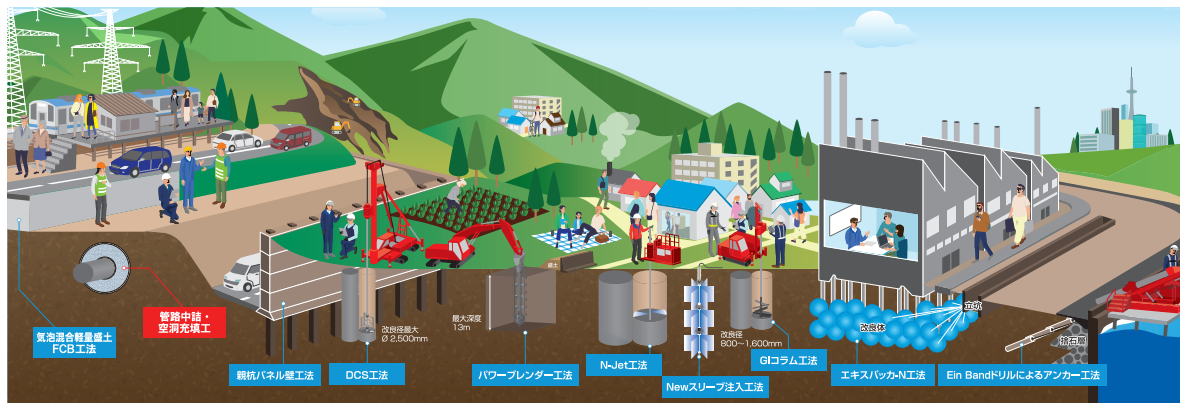
③社会インフラ整備・長寿命化に向けた取り組み

(ア) 高圧噴射併用機械攪拌工法「N.ロールコラム工法」

高圧噴射と機械攪拌を併用した地盤改良工法です。改良体の外側は高圧噴射で形成されるため、既設構造物や土留め壁の近接施工が可能となり、効率的な地盤改良を実現します。

(イ) グラウト管理システム「I・S・Dグラウチング」

ダムグラウチングにおいて、注入予定や注入状況を遠隔地からリアルタイムで確認できるシステムです。オペレーションセンターから複数のダムの管理が可能です。



(11) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への安定的な利益還元に努めることを基本方針とし、プライム市場に上場する企業として、積極的な設備投資、研究開発に取り組むとともに、株主の皆様のご支援にお応えするために、株主還元の強化を図ってまいります。

また、中期経営計画2023（2023年度～2025年度）において、計画期間内は前年度実績を下回らない配当を目指しています。

(12) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として、2021年10月25日国土交通大臣許可(特定・一般建設業)第211号の更新許可を受け、土木、建築及びこれらに関連する事業を行っております。また、子会社は土木工事、建設材料等の販売業務を行っております。

(13) 主要な営業所等（2025年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号	
支 店	札幌支店（札幌市中央区）	名古屋支店（名古屋市中区）
	東北支店（仙台市太白区）	大阪支店（大阪市中央区）
	東京支店（東京都中央区）	広島支店（広島市南区）
	北陸支店（新潟市中央区）	九州支店（福岡市博多区）

② 重要な子会社

緑興産株式会社	本 店	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
島根アースエンジニアリング株式会社	本 店	島根県松江市津田町310番地1
山口アースエンジニアリング株式会社	本 店	山口県山口市平野二丁目3番13号
愛媛アースエンジニアリング株式会社	本 店	愛媛県松山市天山二丁目6番12号
福井アースエンジニアリング株式会社	本 店	福井県福井市江端町第24号21番地2
PT. NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA	本 店	インドネシア共和国南ジャカルタ市
麻生フオームクリート株式会社	本 店	神奈川県川崎市中原区荻宿36番1号

(14) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 従業員数

区 分	従業員数（前期末比増減）
男 性	1,340名（97名増）
女 性	217名（20名増）
計	1,557名（117名増）

（注）1.従業員数増加の主な理由は、麻生フォームクリート株式会社を子会社化したことによるものです。

2.従業員数は、有期労働契約に基づく常用労働者361名を含めて記載しております。

② 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 （%）（注1）	男性労働者の 育児休業取得率（%） （注2）	労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）		
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
2.5	100	63.7	66.6	54.3

（注）1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

(15) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	293 百万円
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	160 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	80 百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	60 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	51 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	46 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5 百万円

(16) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	属 性	親会社の当社 への 出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社エーエヌホールディングス	親会社	直接 57.8%	他の会社の株式または持分の取得及び保有
株 式 会 社 麻 生	親会社	間接 57.8%	医 療 関 連 事 業 不 動 産 事 業

(注) 親会社と当社の間には、事業上の制約はなく、当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っていることから、親会社から一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
緑 興 産 株 式 会 社	31百万円	100%	建設材料等販売業 土木工事業
島根アースエンジニアリング株式会社	10百万円	100%	土木工事業
山口アースエンジニアリング株式会社	20百万円	100%	土木工事業
愛媛アースエンジニアリング株式会社	40百万円	100%	土木工事業
福井アースエンジニアリング株式会社	40百万円	100%	土木工事業
PT. NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA	51,000百万 インドネシアルピア	65%	土木工事業
麻生フォームクリート株式会社	209百万円	100%	土木工事業 建設材料等販売業

(注) 当社は、金融商品取引法に基づく公開買付け等の手続を通じて、麻生フォームクリート株式会社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得し、2025年3月19日付けで、同社を完全子会社化しました。

(17) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | | | |
|------------|-------------|---------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 | | |
| ② 発行済株式総数 | 41,753,765株 | （うち自己株式 | 4,738株） |
| ③ 株 主 数 | 17,808名 | （前期末比 | 2,917名増） |

（注）発行済株式総数のうち21,814株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権（24百万円）を出資の目的とする現物出資によるものです。

(2) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 エ ー エ ヌ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	24,155	57.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,679	6.41
日 特 建 設 社 員 持 株 会	1,350	3.23
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,053	2.52
日 特 建 設 持 株 協 力 会	497	1.19
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	400	0.95
竹 内 理 人	275	0.65
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	135	0.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	133	0.31
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	123	0.29

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数は、同行の信託業務に係るものです。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 15,145株	5名

(4) 当事業年度中に当社委任型役付執行役員（当社取締役を兼務しない者に限る。）に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
委任型役付執行役員（当社取締役を兼務しない者に限る）	当社普通株式 6,669株	5名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	和 田 康 夫		
代表取締役副社長	山 田 浩	海外・技術開発管掌	
取 締 役	川 口 利 一	経営戦略本部長	
取 締 役	上 直 人	事業本部長	
取 締 役	萬 克 弘	管理本部長	
取 締 役	麻 生 巖		株式会社麻生 代表取締役社長 大豊建設株式会社 取締役 麻生セメント株式会社 取締役 住石ホールディングス株式会社 取締役
取 締 役	渡 邊 雅 之	(社外取締役)	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 株式会社広済堂ホールディングス 社外取締役 株式会社代々木アニメーション学院 社外取締役 株式会社三ツ星 社外取締役（監査等委員） Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役 日本製麻株式会社 社外取締役（監査等委員） 東都水産株式会社 社外取締役 一般社団法人日本スポーツネットワーク協会 監事
取 締 役	中 村 克 夫	(社外取締役)	陽光株式会社 代表取締役会長 株式会社セントラルアメニティサービス 代表取締役会長
取 締 役	岡 田 直 子	(社外取締役)	株式会社ネットワークコミュニケーションズ 代表取締役 株式会社レトリバ 社外取締役 人・夢・技術グループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	森 清 華	(社外取締役)	株式会社Career Creation 代表取締役
常 勤 監 査 役	阿 部 義 宏		島根アースエンジニアリング株式会社 監査役 山口アースエンジニアリング株式会社 監査役 愛媛アースエンジニアリング株式会社 監査役 福井アースエンジニアリング株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	河 相 誠	(社外監査役)	緑興産株式会社 監査役 PT. NITTO CONSTRUCTION INDONESIA コミサリス
監 査 役	小 野 淳 史	(社外監査役)	小野淳史公認会計士事務所 所長

- (注) 1.取締役 渡邊雅之、中村克夫、岡田直子、森清華の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2.常勤監査役 河相誠、監査役 小野淳史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3.常勤監査役 河相誠氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
4.監査役 小野淳史氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5.取締役 渡邊雅之、中村克夫、岡田直子、森清華、及び常勤監査役 河相誠、監査役 小野淳史の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社役員及び子会社役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当社及び子会社全ての取締役及び監査役は、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会の任意諮問機関として独立社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立役員とする）を設置しており、当社及び当社グループの取締役等の指名・報酬に関する審議を実施しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を受けたうえで取締役会において決定しております。

当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本方針とし、外部のコンサルティング会社の分析・助言をもとに、国内の同業・同規模の他企業と比較し、優秀な人材を確保・維持することが可能な職責に見合う報酬水準及び報酬体系としております。

当社の役員報酬等は、固定報酬（基本報酬）と業績連動報酬（役員賞与）及び非金銭報酬により構成されており、非業務執行取締役及び監査役に対しては、その業務に鑑み、基本報酬のみの支給としております。

固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合については、業績連動報酬の上限額をもとに算出した場合に概ね70%、20%、10%となるように設定することとしております。

監査役報酬については、内部統制体制等の監視のみならず企業価値の向上にも資する役割を備えた優秀な人材を確保するために、外部のコンサルティング会社の分析・助言及び日本監査役協会等の公表資料をもとに監査役報酬を定め、これに従い監査役会にて協議の上、個別報酬額を決定しております。

当社は審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、取締役の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が上記方針を踏まえ、規程に基づき作成した報酬案を、指名・報酬委員会において審議し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して取締役会が決定していることから、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の年間報酬総額は、2003年6月27日開催の定時株主総会において上限額は3億円と決議しております。支給対象となる員数は、定款上の員数である取締役11名であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（内社外取締役は4名）です。

また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2023年6月23日開催の第76期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与の為に支給する金銭報酬債権として、その総額は年額5千万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年100,000株以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の譲渡制限付株式付与の対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

なお、本制度による譲渡制限解除は、対象取締役の退任又は退職した直後の時点となります。

監査役の年間報酬総額は、1994年6月29日開催の定時株主総会において上限額は5千万円と決議しております。支給対象となる員数は、定款上の員数である監査役4名であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当事業年度の役員報酬

① 固定報酬

固定的な基本報酬は、経営及び業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとし、同様の役位を担う場合は同額としております。

② 業績連動報酬

当社の業績連動報酬は役員賞与のみであり、役位ごとの上限額を定め、評価基準は連結会計年度業績に対する全体評価と個人別評価から構成されております。

支給内容は、以下のとおり代表取締役社長が支給案を策定し、指名・報酬委員会における審議を経たうえで、最終的に業績連動報酬は支給しないことを取締役会にて決定しております。

(ア) 全体評価

当社のセグメントは建設事業単一であることから、連結営業利益を最も重要な経営指標の一つとしており、公表した当事業年度業績予想数値及び直近3ヵ年の実績平均の事業年度業績数値（いずれも連結営業利益）に対する達成率を基に支給案を策定しております。支給基準は、達成率に応じた算定係数で算出しており、達成率125%以上の場合に満額の支給とし、達成率75%を下回る場合は支給しないものとしております。

当事業年度における基準値は、2024年5月9日に公表した当事業年度の連結営業利益5,400百万円、及び直近3ヵ年平均の連結営業利益4,777百万円であり、2025年3月期の実績値は3,679百万円であるため、両指標に対し達成率は、それぞれ68%、77%となり、達成率を基に算出される全体評価の支給率は0%となりました。

(イ) 個人別評価

当社が公表しております中期経営計画では、将来的な成長戦略に基づく重要施策を定めております。この重要施策を達成することが当社グループの株主価値の持続的な向上に資することとなるため、役位ごとの業績連動報酬額±20%を個人別評価としております。

評価方法は、担当取締役が1年間の進捗及び成果を経営会議、取締役会に報告し、全役員による数値化した連帯責任項目と個別責任項目の達成率にて評価を行います。連帯責任項目「長時間勤務の削減」は目標数値を達成したものの、「生産性の向上」は目標数値を下回り、個別責任項目についても未達成の項目もあることから、これらの結果を基に代表取締役社長が総合的に判断し、個人別評価の支給率は一律0%となりました。

③ 非金銭報酬

当社の非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としております。

毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	155 (27)	138 (27)	－ (－)	16 (－)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	43 (24)	43 (24)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

- (注) 1.上記のほか社外役員が当社子会社から役員として受けた当事業年度の報酬額は2百万円です。
2.上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額です。
3.当社には使用人兼務役員は存しません。

(7) 社外役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との 関係
取 締 役	渡邊雅之	弁護士法人三宅法律事務所 株式会社広済堂ホールディングス 株式会社代々木アニメーション学院 株式会社三ツ星 Mitsuboshi Philippines Corporation 日本製麻株式会社 東都水産株式会社 一般社団法人日本スポットワーク協会	パートナー 社外取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 取締役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 監事	重要な取引その他の 関係はありません。
取 締 役	中村克夫	陽光株式会社 株式会社セントラルアメニティサー ビス	代表取締役会長 代表取締役会長	重要な取引その他の 関係はありません。
取 締 役	岡田直子	株式会社ネットワークコミュニケー ションズ 株式会社レトリバ 人・夢・技術グループ株式会社	代表取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員)	重要な取引その他の 関係はありません。
取 締 役	森 清華	株式会社Career Creation	代表取締役	重要な取引その他の 関係はありません。
常勤監査役	河相 誠	緑興産株式会社 PT. NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA	監査役 コミサリス	両社は当社の子会 社であります。
監 査 役	小野淳史	小野淳史公認会計士事務所	所長	重要な取引その他の 関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取締役	渡 邊 雅 之	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会に委員として出席し、客観的・中立的な立場から経営に関する助言を行っております。 更に、特別委員会の委員長を務めており、少数株主の利益保護の観点から支配株主との取引等について審議しております。
取締役	中 村 克 夫	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から議案審議等について発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会に委員長として出席し、客観的・中立的な立場から経営に関する助言を行っております。 更に、特別委員会の委員を務めており、少数株主の利益保護の観点から支配株主との取引等について審議しております。
取締役	岡 田 直 子	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から議案審議等について発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会に委員として出席し、客観的・中立的な立場から経営に関する助言を行っております。 更に、特別委員会の委員を務めており、少数株主の利益保護の観点から支配株主との取引等について審議しております。
取締役	森 清 華	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から議案審議等について発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会に委員として出席し、客観的・中立的な立場から経営に関する助言を行っております。 更に、特別委員会の委員を務めており、少数株主の利益保護の観点から支配株主との取引等について審議しております。
常勤監査役	河 相 誠	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、財務及び会計の専門的見地から議案審議等について発言を適宜行つとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。 また、特別委員会の委員を務めており、少数株主の利益保護の観点から支配株主との取引等について審議しております。
監査役	小 野 淳 史	当事業年度開催の取締役会の出席率は94%、監査役会の出席率は100%で、公認会計士としての専門的見地から議案審議等について発言を適宜行つとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。 また、特別委員会の委員を務めており、少数株主の利益保護の観点から支配株主との取引等について審議しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	百万円 52
②	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	68

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等についてその適切性、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人において下記の①に該当すると認められる事由がある場合には、解任する方針です。また、会計監査人において下記の②に該当する場合には、会計監査人の解任もしくは不再任の決定を行う方針です。

- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合。
- ②公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合あるいは会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、会計監査の実施状況、総合的能力等の観点から会計監査人として監査を遂行するに不十分であると判断される場合。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」は、下記の基本方針に則った体制になっております。

1. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、当社および関係会社を対象とするコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。
- ②取締役会は、コンプライアンス推進活動を目的にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、代表取締役、各本部担当取締役、各本部本部長、顧問弁護士、その他社外取締役を含む委員会選任者を委員とする。
- ④代表取締役社長は、全使用人の法令、定款および各種管理規則・規程の周知徹底および遵守を目的に各部署および関係会社にコンプライアンス推進責任者を配置する。コンプライアンス推進責任者は、自部署のコンプライアンスプログラムを定めるとともに、その実行状況を管理する。コンプライアンス委員会はその進捗管理を行う。
- ⑤取締役会は、業界関連法令（独占禁止法、建設業法、労働安全衛生法）について、取締役会の下に設置した委員会を通じて、教育計画の作成および担当者を対象にした研修について定め、進捗管理を定期的に行う。
- ⑥取締役会は、内部統制システムの有効性を監視するため、直轄の内部監査組織である監査部による監査を定期的を実施させ、その結果の報告を受け、業務活動の改善向上を図る。
- ⑦代表取締役社長は、当社および関係会社を対象として、法令違反や社内不正などの防止および早期発見を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内の経営戦略本部法務部のほか外部の弁護士等、企業倫理ヘルプライン規程に記載する窓口を当て、その運営は経営戦略本部長を責任者として経営戦略本部法務部が所管する。また、法令違反や社内不正の疑義がある場合は、企業倫理ヘルプライン規程に従い調査を行い、法令違反や社内不正の事実が判明した場合は、管理本部長を委員長とする懲罰委員会で懲戒について審議し、代表取締役社長はその答申を受けてその処分を決定する。
- ⑧財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所規則との適合性を確保するため、代表取締役社長が経営戦略本部内部統制部を指揮して整備および運用についての評価をするとともに、必要に応じて業務プロセスおよび規程の見直しを関係部署に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役会に提出し報告する。

- ⑨取締役会は、任意の諮問委員会として、取締役の指名及び報酬に関する手続きの独立性、透明性、客観性と説明責任の向上を目的に委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置する。また、全委員が支配株主からの独立性を有する者のみで構成され、かつ、委員の過半数を独立社外取締役とする特別委員会を設置し、少数株主の保護を図るため、支配株主と少数株主との利益が相反する取引について審議・検討を行う体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ①取締役会は、取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存、情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、情報に関する諸規程を体系化し、会社の情報の適正な管理体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①取締役会は、当社および関係会社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、部署毎に統制すべきリスクを明確にするためにリスク管理プログラムを作成してリスク統制を行う。
- ②経営戦略本部長は、当社および関係会社の有事の際に、危機管理規程に基づき、迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①業務執行取締役は、職務権限規程その他の各種規程に基づき、権限と責任を明確にした上で、当社および関係会社の業務執行状況について、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認し、取締役会の審議の活性化を図る。
- ②取締役会は、経営の健全性と効率性を高めるため「執行役員制度」を導入し、各役員の責任を明確にする。
- ③取締役会は、業務執行取締役より四半期毎に報告を受け、必要に応じ改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①経営戦略本部経営企画部は、関係会社を管理統括し、担当本部は、関係会社が適正に経営を運営管理し、健全な事業活動を行い成長するための指導管理を行う。
- ②当社は関係会社へ取締役を派遣し、関係会社取締役の職務執行を監視し、職務執行状況を当社取締役会に報告させる。
- ③関係会社のコンプライアンス、情報の保存・管理およびリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会は、関係会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
- ④経営戦略本部経営企画部は、関係会社から、重要事項について機関決定する前に報告を求め、必要に応じて当社取締役会にその承認を求める。
- (6) 監査役の職務を補助する使用人の配置並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①取締役会は、監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、これを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上で、決定する。

- ②取締役会は、監査役の職務を補助する使用人への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および所属部署長の指揮命令を受けない。
- ③取締役会は、監査役の職務を補助する使用人の異動、処遇（査定を含む）、懲戒等の人事事項については、監査役と協議のうえ実施する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社の取締役もしくは使用人、関係会社の取締役・監査役もしくは使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会に対し、法定の事項に加え、当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項および企業倫理ヘルプラインへの通報情報その他監査役が求める事項を速やかに報告する体制を整備する。
- ②代表取締役社長は、上記通報、報告を行った事を理由に不利な取り扱いを受けない体制を整備し、経営戦略本部は、役職員に対する教育、研修の機会を通じて、周知を図る。
- ③報告の方法については、取締役会と監査役会が協議して決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、会計監査人および監査部、経営戦略本部内部統制部、その他の使用人と意思疎通および情報交換を図る。
- ②監査役は、取締役会および経営会議、コンプライアンス委員会その他の重要会議に出席し、取締役および使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査することができる。
- ③監査役は、関係会社の取締役および監査役と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けることができる。
- ④監査役が監査活動に要する費用について、監査の実効性を担保するべく、取締役会は予算を措置する。
- ⑤監査役は、職務に必要な研修や外部の専門家の助言を受けることができ、その費用は会社が負担する。
- ⑥監査役は、職務の執行に要する費用の前払いまたは償還が必要な場合、取締役会に要請することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「行動倫理規範」で「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断します。」と明記しており、全役職員に周知するとともに、「危機管理マニュアル」で反社会的勢力からの不当要求等から使用人の安全を確保するとともに、外部の専門機関（顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合等）と連携し不当要求等に応じない体制を整備している。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ①当社は、当事業年度において取締役会を17回開催しております。取締役会は社外取締役4名を含む取締役10名で構成し、監査役3名も出席し、業務執行の意思決定及びその監督を行いました。当社の、経営・業務執行の意思決定においては、取締役会のほか、経営会議、業務執行者会議等を通じて透明性を確保し、監督機能を果たしております。関係会社については、「関係会社管理規程」に基づき職務の執行状況についての報告を受け、適宜助言・指導を行い、重要な事項は当社取締役会において審議し、関係会社の適正な業務運営の管理実現に努めました。
- ②当社は、各部署及び一部関係会社にコンプライアンス推進責任者を配置するとともに、推進責任者研修会を開催し、外部コンサルタントによる当社調査結果の報告と問題解決に向けたディスカッション等を行いました。また、全使用人にもコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種管理規程・規則の周知徹底及び遵守を図り、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、当社及び関係会社を対象としたコンプライアンスプログラムを定め、その進捗管理を行い協議・決定事項については取締役会に報告いたしました。
- また、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社の部署毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行い、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会において、当社及び関係会社のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告いたしました。
- ③監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、会計監査人、監査部と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。また、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、当社代表取締役社長、会計監査人、監査部、関係会社取締役とそれぞれ定期的に意見交換会を実施いたしました。
- ④内部監査組織である監査部は、当社の各部門の業務執行及び関係会社の業務、内部統制監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めてはおりません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、麻生フォームフリート株式会社の完全子会社化のために、当社の親会社等である株式会社麻生並びにその子会社である株式会社麻生地所及び麻生商事株式会社（以下「株式会社麻生等」といいます。）から、麻生フォームフリート株式会社の株式を取得しました。

当社は、当該株式取得を含む、完全子会社化の一連の手続について、東京証券取引所の定める支配株主との重要な取引等に該当するものとして、少数株主の保護の観点から、公正性を担保する措置として、(i)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、(ii)独立したリーガル・アドバイザーからの助言、(iii)支配株主との取引等について少数株主保護の観点から設置されている、独立社外取締役4名及び独立社外監査役2名で構成する特別委員会への諮問及び答申の取得、(iv)公開買付者における、株式会社麻生等や麻生フォームフリート株式会社から独立したメンバーによる検討体制の構築、(v)公開買付者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見の取得を行っています。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社取締役会の判断及びその理由

株式会社麻生等からの麻生フォームフリート株式会社株式の取得については、上記（1）のとおり、公正性を担保するための措置を採ったうえで実施しており、当社の特別委員会からも、一連の手続による株式取得が、当社の企業価値向上に資するものであり、取引条件には妥当性が認められること、その交渉経過及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていること、並びに当社の少数株主にとって不利益なものではないとの答申を取得しております。この答申内容を最大限尊重したうえで、当社取締役会において意思決定したものであることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(3) 当社取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合にはその意見

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	40,342	流 動 負 債	17,547
現 金 及 び 預 金	18,151	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	12,359
受取手形・完成工事未収入金等	17,721	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	177
電 子 記 録 債 権	2,470	リ ー ス 債 務	11
商 品	17	未 払 法 人 税 等	768
販 売 用 不 動 産	0	未 成 工 事 受 入 金	1,258
未 成 工 事 支 出 金	349	預 り 金	223
材 料 貯 蔵 品	807	完 成 工 事 補 償 引 当 金	171
未 収 入 金	347	工 事 損 失 引 当 金	20
そ の 他	477	賞 与 引 当 金	1,071
貸 倒 引 当 金	△1	役 員 賞 与 引 当 金	9
固 定 資 産	16,603	そ の 他	1,474
有 形 固 定 資 産	9,879	固 定 負 債	4,830
建 物 ・ 構 築 物	1,646	長 期 借 入 金	519
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	2,320	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	77
土 地	5,219	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,126
建 設 仮 勘 定	681	そ の 他	106
そ の 他	11	負 債 合 計	22,378
無 形 固 定 資 産	476	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,247	株 主 資 本	33,321
投 資 有 価 証 券	4,288	資 本 金	6,076
繰 延 税 金 資 産	1,317	資 本 剰 余 金	1,777
そ の 他	678	利 益 剰 余 金	25,471
貸 倒 引 当 金	△37	自 己 株 式	△4
資 産 合 計	56,946	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,050
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	655
		為 替 換 算 調 整 勘 定	35
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	359
		非 支 配 株 主 持 分	196
		純 資 産 合 計	34,567
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	56,946

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	67,076	
その他の事業売上高	139	67,216
売上原価		
完成工事原価	54,559	
その他の事業売上原価	94	54,653
売上総利益		
完成工事総利益	12,516	
その他の事業売上総利益	45	12,562
販売費及び一般管理費		8,883
営業業外利益		3,679
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	125	
特許関連収入	8	
その他の	38	175
営業外費用		
支払利息	2	
支払保証料	27	
為替差損	46	
シンジケートローン手数料	10	
その他の	3	90
経常利益		3,764
特別利益		
固定資産売却益	5	
負ののれん発生益	115	121
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	76	
損害賠償金	93	171
税金等調整前当期純利益		3,714
法人税・住民税及び事業税	1,367	
法人税等調整額	△92	1,275
当期純利益		2,438
非支配株主に帰属する当期純利益		30
親会社株主に帰属する当期純利益		2,408

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年 4 月 1 日期首残高	6,064	1,765	25,024	△3	32,850
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	12	12			24
剰 余 金 の 配 当			△1,961		△1,961
親会社株主に帰属する当期純利益			2,408		2,408
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	12	12	447	△1	470
2025年 3 月31日期末残高	6,076	1,777	25,471	△4	33,321

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年 4 月 1 日期首残高	709	56	241	1,007	179	34,037
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						24
剰 余 金 の 配 当						△1,961
親会社株主に帰属する当期純利益						2,408
自 己 株 式 の 取 得						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△54	△20	118	43	16	59
連結会計年度中の変動額合計	△54	△20	118	43	16	529
2025年 3 月31日期末残高	655	35	359	1,050	196	34,567

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日 特 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柳 井 浩 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 海 上 大 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日特建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(2025年3月31日現在)

[illegible]

損 益 計 算 書

(2024 年 4 月 1 日から
(2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	
完 成 工 事 高	63,902
売 上 原 価	
完 成 工 事 原 価	52,170
売 上 総 利 益	
完 成 工 事 総 利 益	11,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,243
営 業 利 益	3,489
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	37
受 取 配 当 金	315
特 許 関 連 収 入	16
そ の 他	31
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2
支 払 保 証 料	27
為 替 差 損	38
シンジケートローン手数料	10
そ の 他	2
経 常 利 益	81
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 除 却 損	75
損 害 賠 償 金	93
税 引 前 当 期 純 利 益	169
法人税、住民税及び事業税	3,640
法 人 税 等 調 整 額	1,279
当 期 純 利 益	△92
	1,186
	2,453

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2024年4月1日期首残高	6,064	1,765	24,524	△3	32,351
事業年度中の変動額					
新株の発行	12	12			24
剰余金の配当			△1,961		△1,961
当期純利益			2,453		2,453
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					－
事業年度中の変動額合計	12	12	492	△1	515
2025年3月31日期末残高	6,076	1,777	25,016	△4	32,866

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2024年4月1日期首残高	709	33,061
事業年度中の変動額		
新株の発行		24
剰余金の配当		△1,961
当期純利益		2,453
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△54	△54
事業年度中の変動額合計	△54	460
2025年3月31日期末残高	655	33,522

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日 特 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳 井 浩 一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 海 上 大 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日特建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

日特建設株式会社 監査役会

常勤監査役 阿 部 義 宏 ㊞

常勤監査役（社外監査役）河 相 誠 ㊞

監 査 役（社外監査役）小 野 淳 史 ㊞

以 上

TOPICS

日建連表彰 2024「第5回 土木賞」4件受賞

一般社団法人日本建設業連合会が主催する建築・土木分野の表彰制度「日建連表彰 2024」において、当社は土木賞 12 件（特別賞 2 件含む）のうち、以下の 4 件の工事に関係者として表彰を受けました。これにより、当社は第 1 回から 5 年連続で土木賞における関係者として表彰されました。

新日下川放水路工事（高知県）

早期通水により浸水被害から地域を守る国内最長の放水路工事



【担当工事】

- ・ TH パイプルーフ工法、推進工
- ・ 到達側の止水注入（ダブルパッカ）
- ・ 最底盤を MX グラウトで注入（技術提案）

玉来ダム本体建設工事（大分県）

洪水被害を経験してきた市民に安全・安心を提供する洪水調整専用ダムの建設



【担当工事】

- ・ 超高透水性層に対する複列カーテングラウチングによる遮水層構築

新宿駅東西自由通路新設他（東京都）

約 300 万人が利用する世界一のターミナル駅周辺の回遊性向上



【担当工事】

- ・ 薬液注入工
- ・ 推進工

白川発電所 熊本地震の震災復旧工事（熊本県）

震源断層などの影響で被災した長距離かつ狭小な導水路トンネルの復旧と再生

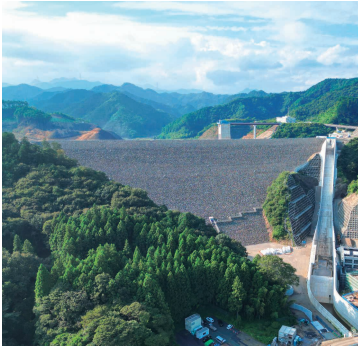


【担当工事】

- ・ 導水路トンネルの更新、パネル張替
- ・ 空洞充填（ダブルパッカ）
- ・ 法面工（法枠工、鉄筋挿入工）

出典、写真提供：一般社団法人日本建設業連合会 <https://www.nikkenren.com>

表紙写真



南摩ダム

所在地：栃木県鹿沼市上南摩町

河川：利根川水系南摩川

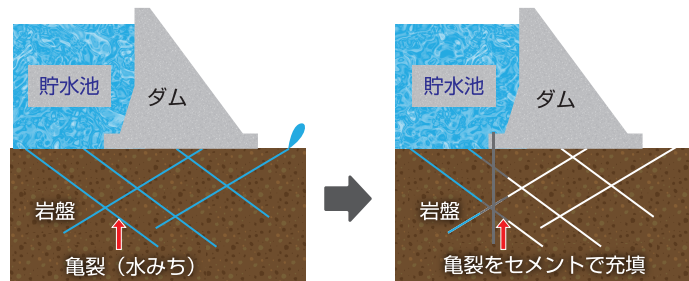
型式：コンクリート表面遮水型ロックフィルダム（CFRD）

事業者：独立行政法人水資源機構

※当社はダムのグラウチング工事、付替道路の法面緑化工事を担当しました。

ダムのグラウチングとは

ダムの土台となる岩盤に、止水・弱層補強を目的としてセメントミルクを注入する工法です。



岩盤には細かい亀裂があるため、そのままでは貯水池の水が漏れ出してしまいます。

岩盤にセメントミルクを注入し、上流から下流への水みちとなり得る亀裂を充填することで、貯水池に水を溜めることができます。

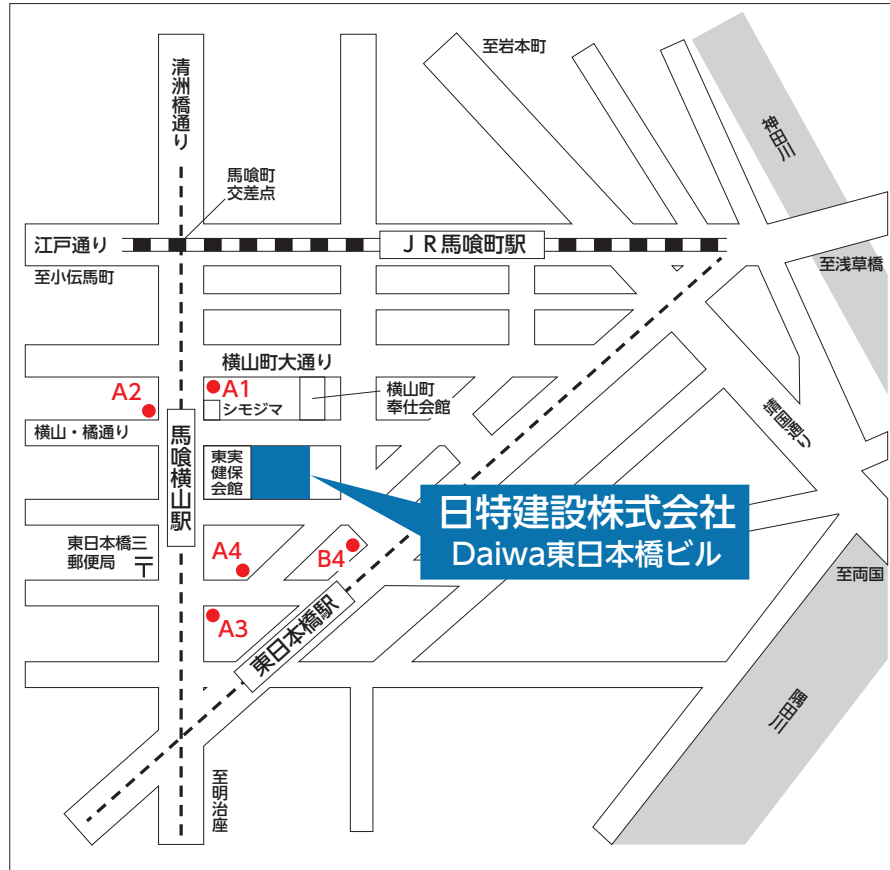
日特建設は、国内の大型ダム（堤高100m以上）の8割以上でグラウチングを行っています。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区東日本橋三丁目10番6号

Daiwa東日本橋ビル6階

TEL 03 (5645) 5041 (日特建設総務部)



交通案内

- 都営地下鉄浅草線「東日本橋駅」 A4出口より徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「馬喰横山駅」 A1出口より徒歩1分
- ＪＲ総武本線「馬喰町駅(西口出口)」からは都営地下鉄新宿線A1出口をご利用ください。
- 駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※お手伝いが必要な方は、お近くの係員までお申しつけください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。